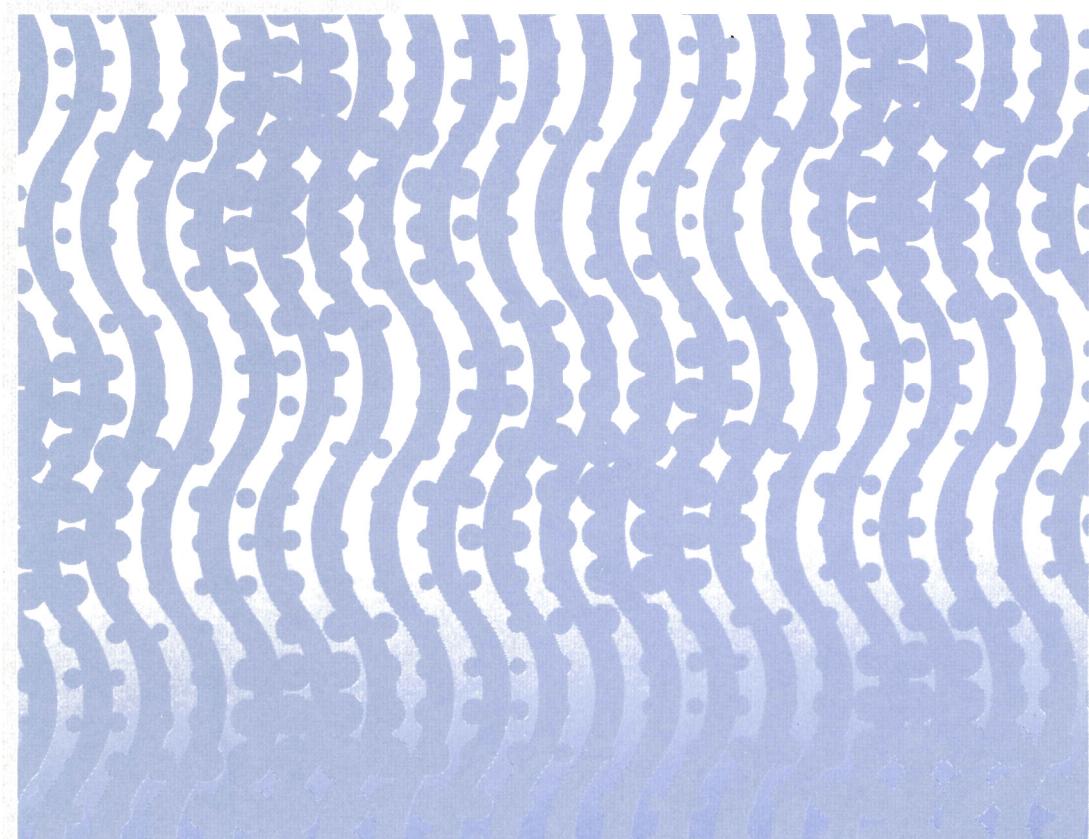


|そろえんす|



No.1

S A L T • S C I E N C E

塩の研究開発に新たな原動力を

関係者のご支援で昨年3月に発足

当財団は、昨年3月30日に設立されてから1年が経過しました。日本たばこ、製塩メーカーなど塩業関係団体の基金出捐により、塩に関する総合的な研究助成や情報収集などを目的に着々とその活動体制を整えつつあります。機関誌「そるえんす」の創刊を機に、財団の設立発起人会、設立記念パーティー、理事会、評議員会の様子をご紹介します。



■ 設立発起人会

昭和63年2月26日 美会館



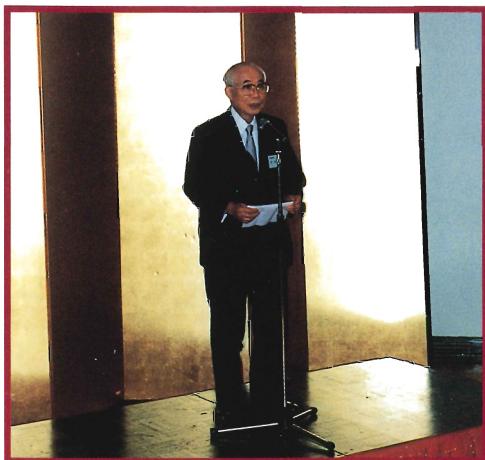


設立記念パーティーには、財団役員、評議員のほか日本たばこなどの出捐団体代表者など多数が出席しました。席上、泉理事長は「研究助成はすでに21件のテーマでスタートしています。他の事業についても皆さまのお役に立てるよう精一杯努力してまいりたい」と今後の決意を述べました。

設立記念パーティー

昭和63年6月2日 葵会館







第1回評議員会
昭和63年4月6日 ホテルオークラ

評議員会 ■



■ 理事会



第1回理事会
昭和63年4月6日 ホテルオークラ



——目次

グラビア	1
ごあいさつ	6
研究運営審議会会長に就任して	7
財団への期待	8
役員・評議員・研究運営審議会委員名簿	9
設立趣意書	10
寄附行為	11
賛助会員規程	16
研究助成規程	17
研究助成応募要領	18
研究助成関係書類様式	19
昭和63年度事業計画	31
昭和63年度助成研究一覧	32
平成元年度事業計画	33
平成元年度助成研究一覧	34
財団だより	36
編集後記	



ごあいさつ

理事長 泉 美之松

昨年3月末に当財団が発足してから、1年が経過いたしました。この間財団の事業も、皆様の絶大なご協力をいたたき、お陰様で順調な立ち上かりといって良いのではないかと思っております。

研究助成につきましては、昨年末から今年の初めにかけて初めて初めての公募を行いましたが、多くの研究者の方々からの応募があり、その関心の高さと期待の大きさに大変勇気づけられると共に、責任の大きさを痛感いたしました。予算の都合から、多くの優れた研究の助成を見送らざるを得なかつたことは、まことに申し訳なくまた残念に思っておりますが、初年度21件、2年度目32件の助成研究を行い、また特に2年度目には2件のプロジェクト研究がスタートできましたことは、当財団の設立の主旨にもかなうことと思っております。ご協力いただいた皆様に厚くお礼申し上げますと共に、今後の研究の発展を祈念して止みません。

情報の事業につきましては、本年初頭より情報誌を発行し、皆様のお手元までお届けしております。その内容は、情報源の広がりにしても内容の深さにしてもまだ充分なものとはいえません。幸い皆様方には大変関心を持っていただき、多くの貴重なご意見が寄せられていますので、ご期待に添えるよう今後一層の努力をしたいと思っております。

さてこの度、当財団の機関誌として「そるえんす」を発行する運びとなりました。本誌は、当財団を支えて下さる皆様と当財団とを結ぶコミュニケーションの場としての機能を先ず第一に考えていますので、とうぞ皆様で育てていたたきたいと思います。この創刊号は、まず皆様に財団の内容を知っていたたくと同時に、何かにつけて参照されるのに便利なようなものにしたいとの意図から、財団設立の趣意とか規程とかを集約した大変堅い内容になりましたが、次号以降は皆様のご寄稿による「解説記事」や「随筆」などを中心にして構成し、読み易く興味あるものにしたいと思っております。皆様の積極的なご寄稿をお願いいたします。

過日、財団の理事会と評議員会を開催し、平成元年度の事業計画と予算を決定いたしました。財団も2年目を迎へ、「立ち上がり」の時期から「内容充実」の時期に入ってまいります。財団の職員一同、一層の努力をすることは申しまでないことであります。皆様にもこれまで以上のご支援、ご鞭撻をお願いしなければなりません。特に、今後広く多くの皆様に財団の活動に「参加」していただく意味をこめて賛助会員の輪を広げる活動に力を入れたいと考えておりますので、格別のご高配をお願いし、機関誌発刊のごあいさつといたします。

研究運営審議会会長に就任して



東京大学工学部教授
木村 尚史

昨年3月末にソルト・サイエンス研究財団が設立され、その事業の一環として、大学等における塩関連の研究に対して助成を行うことになり、その研究課題の審議を行う研究運営審議会があかれることになり、図らずもその会長に就任することになった。

この会の委員の先生方には私よりも先輩の方が多数おられるのに、私のような若輩が会長に推された理由は、財団が目的を果たすためには、製塩、海水総合利用と直接かかわりの深い分野の研究者が多く参画している日本海水学会との関連を重視することが、この時期特に重要であるとの委員の先生方の一一致したご認識の下に、不肖ながら私が現在、日本海水学会の会長を勤めているのでこのようになった次第である。

ご承知のように日本はいま年間約140万トンもの食用塩を海水から製造している、世界的にみても極めてユニークな国であるが、これは歴史的にみても国のまわりを海に囲まれている特殊な環境に基づくものであり、この製塩法を通じて日本独自の海水利用に関する技術の開発が進められてきた。現在行われている電気透析法を用いる海水濃縮法はこのような技術の代表的なものである。

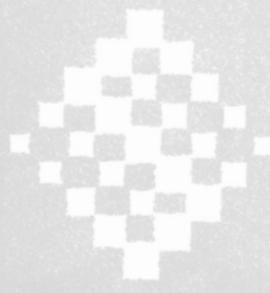
この技術開発の中心的な役割を果たしてきたのが旧日本専売公社であり、日本海水学会であった。しかしながら近年、海水や製塩に関する研究を行っている大学が日本の中でもほとんど無くなってしまい、日本海水学会の活動にも支障を来してきた。このよ

うな時にソルト・サイエンス研究財団が設立され、大学の研究者に研究助成をされることとは、今まで衰退していた日本の海水や塩関連の研究の活発化に極めて大きな影響を与えるものと期待され、誠に喜ばしいことである。

この研究助成においては、海水濃縮、塩の結晶の製造および加工などに関するもの、海水資源の採取および利用に関するもの、塩の生理作用に関するもの、食品加工や調理における塩の役割に関するもの、の大別して4つの分野の研究を助成することを目的としている。

従来、製塩分野の研究は大学等では余り行われておらず、また塩の生理作用においては、高血圧と食塩の摂取量との関係が世間を賑わしたが、これを直接的に立証する研究はなく、いたずらに世間を騒がしているの感がある。この助成を契機としてより基礎的な、そして実りある研究によって、着実な成果が生まれてくることを期待している。

従ってこのような分野に関心をお持ちの方が、この研究助成に積極的に応募して頂くようにお願いしたい。特に我々が期待しているのは、これらの研究分野における新しい提案であり、これに基づいた新しい研究の展開である。本年度から研究公募がなされ、助成研究が決定されたが、審査の方法も公正かつ厳密に行っているので、今後の皆様の積極的な参加を期待したい。



財団への期待



日本たばこ産業㈱
常務取締役塩専売事業本部長
枝吉 清種

昨年の3月に、担当者の大変な努力と、塩業界はしめ多くの関係者の理解と協力のもとに呱呱の声をあげた財団が、ようやく一歳の誕生日を迎えることになった。この間に研究助成の進め方や、事務所の開設、業務処理体制の整備などを終えて、このたび第一号の機関誌発行のはこびとなったことは、まことに御同慶のいたりである。

わが国の塩に係る研究開発は、塩が専売制度の下におかれてきたことから、そのほとんどが、専売当局の主導のもとに進められてきた。入浜塩田の改良にはじまって、流下式、枝条架式の開発普及をへて現在のイオン交換膜法に到る、さいかん技術、平釜から蒸気利用式をへて真空式に到る、せんごう技術などを中心に、自然条件に恵まれないわが国で、海水を資源として経済的な塩の生産を確保しようという歴史的な課題について着実な前進をもたらしてきた点には見るべきものがあるといえる。

しかしながら、今後更に一段の技術開発を進め、

海水資源の総合的活用を実現するという観点からすれば、未だ多くの課題が残されている。また、塩の利用面については、紺屋の白袴ではないが、塩をめぐる商品加工や調味に関する基礎的な研究、近年声高に呼ばれている塩と健康問題への対応など、いささか心許ない状況下におかれているといえよう。専売のしきみから止むを得ない事情はあったにしろ消費者不在のそりは免れぬところであろう。

今日、塩の専売制度廃止問題が云々される中で、国内塩業の自立化方策の一環として財団の設立をみたわけである。従来の経緯の評価と反省の上に立って、より開かれた研究開発の歩みを支える原動力として財団の活躍に期待するところ大である。あまりにも身近で、それほど商売にもならぬ面もあるが、塩は生活の基礎物資であるというお題目にふさわしい、地道で且つ豊かな研究開発の芽を育てて頂きたいと願う次第である。

役員名簿

理事長	泉 美之松
専務理事	武本 長昭
理事	伊勢川 直行 塩元壳協同組合副理事長
理事	尾上 康治 日本ソーダ工業会副会長
理事	垣花 秀武 上智大学教授
理事	正田 宏二 日本醤油協会監事
理事	鈴木 幸夫 株式会社テレビ東京参与
理事	水野 繁 日本たばこ産業株式会社代表取締役社長
理事	前園 利治 社団法人日本塩工業会副会長
理事	松澤 卓二 株式会社富士銀行相談役
監事	稻川 徹 日本フィルター工業会会长
監事	宮崎 邦次 株式会社第一勧業銀行代表取締役頭取

評議員名簿

評議員	今城 彰男 塩元壳協同組合副理事長
評議員	枝吉 清種 日本たばこ産業株式会社常務取締役
評議員	柏村 博 崎戸製塩株式会社代表取締役社長
評議員	堺 嘉之 日本食塩製造株式会社相談役
評議員	塩田 雄一 讃岐塩業株式会社代表取締役社長
評議員	庄野 麟太郎 社団法人日本塩工業会副会長
評議員	高村 健一郎 東京たばこサービス株式会社会長
評議員	田村 哲朗 日本たばこ産業株式会社塩専事業本部部長
評議員	友成 豊 日本塩回送株式会社代表取締役専務
評議員	梅壽 宏茲 全日本塩販売協会副会長
評議員	三宅 哲也 新日本化学工業株式会社代表取締役社長
評議員	村井 禮三 日本ソーダ工業会専務理事
評議員	山辺 武郎 東京大学名誉教授

研究運営審議会委員名簿

会長	木村 尚史 東京大学教授
委員	阿部 光雄 東京工業大学教授
委員	江原 亮 社団法人日本塩工業会監事
委員	川端 晶子 東京農業大学教授
委員	鈴木 正成 筑波大学教授
委員	豊倉 賢 早稲田大学教授
委員	平野 礼次郎 東京大学教授
委員	藤巻 正生 お茶の水女子大学名誉教授
委員	船田 周 作新学院大学学長
委員	星 猛 静岡県立大学教授
研究顧問	杉 二郎 東京農業大学名誉教授

設立趣意書

塩は人間にとて欠くことのできない栄養素であるとともに、各種工業用の原材料としても重要な役割を担っています。この国民生活の基礎物資とも言える塩を、諸外国と異なり天然資源にも自然条件にも恵まれない我が国において歴史のそれぞれの時点で自給することができたのは、揚浜・入浜・流下式などの塩田技術をはじめ現在のイオン交換膜法による製塩技術まで、絶えざる技術革新の歴史があつたからだと考えられます。これら日本独自の技術的成果を礎に、我が国塩産業は食糧用はもとより一般工業用までその大半の需要に応えて参りました。

しかし、国際化の一層の進展を求められている現在の経済環境の下では、国民生活の基礎物資と言えども経済合理性を離れて制度的支持の下に国内自給を継続することは困難になると予測されます。

今後、塩産業が自立化し発展してゆくためには、更に強力に技術開発を促進してゆく必要があり、このことは過去の塩業審議会答申でも指摘されてきたところであります。

塩産業の自立化・発展にとって、製塩コストの一層の低減につなげるための“新しい製塩法”的開発や、製塩の副産物である“海水資源”的利用技術の開発などが、将来的に重要な貢献をもたらすものと考えられます。また、近年、社会的関心の高まりを見せております“塩の生理作用”や“調理における塩の味・用法”等の問題に応えることも、塩産業の社会的責任あるいは塩に対する社会的評価を高めるという意味で、塩産業の技術面での重要な課題であると考えられます。

こうした技術面での課題は、その研究領域の広さ、研究の高度さから見て最早、塩産業のなかだけで対

応していくことには限界があり、広く学界等の研究を待たねばなりません。また、“塩の生理作用”や“調理における塩の味・用法”等については、社会的影響の大きい問題だけに、中立的・客観的立場に立つ学界等の研究によらざるを得ないと考えております。

天然資源、自然条件に恵まれない我が国において、塩産業が自立化した産業として永続的に発展していくためには、技術開発の果たす役割は大きく、そのためには塩産業界を越えて多くの科学者の叡智を結集する必要があります。

以上のような観点から、このたび、広く各界の御支援と御理解のもとに、塩に関する総合的な研究の助成等を行うことにより、我が国塩産業の振興と基盤強化に寄与し、もって広く我が国経済・文化の進展と国民生活の充実に資することを目的とする財団法人「ソルト・サイエンス研究財団」を設立することを決意致した次第であります。

昭和63年2月26日

財団法人ソルト・サイエンス研究財団設立発起人会

設立発起人代表	泉 美之松
設立発起人	伊勢川 直行
設立発起人	稻川 徹
設立発起人	尾上 康治
設立発起人	垣花秀武
設立発起人	正田 宏二
設立発起人	鈴木 幸夫
設立発起人	長岡 實
設立発起人	前園 利治
設立発起人	松澤 卓二
設立発起人	宮崎 邦次

寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人ソルト・サイエンス研究財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、塩に関する研究の助成・委託及びこれらに関連する情報・資料の収集、調査・研究等を行うことにより、我が国塩産業の振興と基盤強化に寄与し、もって広く我が国経済・文化の進展と国民生活の充実に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 製塩技術開発促進に関する研究、塩の生理作用に関する研究その他の塩に関する研究の助成及び委託
- (2) 塩に対する社会的評価動向等に関する情報の収集・分析及び提供
- (3) 塩と人間生活とのかかわりに関する調査・研究
- (4) 内外の塩産業・塩技術等に関する情報ファイルの作成及び提供
- (5) 塩産業界その他機関からの塩関連の調査・研究の受託
- (6) 塩に関する研究発表会・シンポジウム及び講演会の開催
- (7) 関係学会及び調査研究機関との協力及び提携
- (8) 前各号の事業に附帯する事業、その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものもって構成する。

- (1) 別紙の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる果実
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別紙の財産目録のうち、基本財産の部に記載された財産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供してはならない。ただし、この法人の事業運営上やむを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を得、かつ、主務官庁の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 この法人の資産は、理事長がこれを管理し、その方法は理事会の議決により定める。

- 2 基本財産のうち、現金は、郵政官署若しくは金融機関に預け入れ、信託業務を営む銀行に信託し、又は国債・公債等確実な有価証券の買入れ等の方法によって運用しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て、これを定めるものとする。

(暫定予算)

第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により収支予算が成立しないときは、理事長は、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ、収入支出を行うことができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(義務の負担及び権利放棄)

第12条 収支予算で定めるものを除き、この法人が新たに重要な義務を負担し、又は重要な権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第13条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2か月以内に、理事長がこれを作成し、財産目録及び貸借対照表とともにあらかじめ監事の監査を経て、理事会の議決を得なければならない。

(事業年度)

第14条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

(役員の定数)

第15条 この法人に次の役員を置く。

理事	6名以上13名以内
うち理事長	1名
専務理事	1名
監事	2名以内

(役員の選任等)

第16条 役員は、評議員会において選任する。
2 理事長及び専務理事は、理事会において理事の互選により、これを選任する。
3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員の職務)

第17条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理し又は代行する。
3 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところによりこの法人の運営に必要な事項を議決する。
4 監事は、次の職務を行う。

- (1) 財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会及び主務官庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、臨時理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること

(役員の任期)

第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第19条 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれの構成員総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。
この場合、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を

与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員の報酬)

第20条 役員には報酬を支払うことができるものとする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事の全員をもって構成する。

- 2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(権能)

第22条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 事業報告及び収支決算
- (3) その他この法人の運営に關して理事長が付託した事項

(種類及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とし、理事長が招集する。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当するときに開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき
 - (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき
 - (3) 監事から、招集の請求があったとき

(招集)

第24条 理事会を招集するときは、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した書

面をもって、7日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の承諾があるとき、又は緊急を要するときはこの期間を短縮することができる。

(議長)

第25条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第27条 理事会の議決は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない事由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあっては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから選任された議事録署名人2名以上が署名押印をしなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員 6名以上15名以内を置く。

- 2 評議員は理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、役員を兼ねることができない。
- 4 評議員には、第18条、第19条及び第20条第2項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員の全員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会はこの寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ必要な事項について審議し、理事長に意見を述べることができる。
- 5 評議員会には、第26条から第29条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 役員は、評議員会に出席して意見を述べることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は理事会で定める。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第32条 この法人の事業遂行に資するため、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の議決により理事長が委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、次の職務を行う。
 - (1) 顧問は、この法人の活動の基本的な事項について理事長から相談を受け、

理事長に助言する。

- (2) 参与は、この法人の組織及び運営の重要な事項について理事会から相談を受け、理事会に助言する。

第7章 研究運営審議会

(研究運営審議会)

第33条 この法人に理事長の諮問機関として、第4条に掲げる研究助成及び委託事業の選考等を行うため研究運営審議会を置く。

- 2 研究運営審議会は、委員及び研究顧問をもって構成する。
- 3 委員及び研究顧問は、専門的な知識を有する者のうちから理事長が委嘱する。
- 4 研究運営審議会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第8章 賛助会員

(賛助会員)

第34条 この法人に、賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、理事長が理事会の議決を経て別に定めるところにより、賛助金を納入する個人、法人及び団体とする。

第9章 事務局

(設置)

第35条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第10章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第36条 この寄附行為は、理事会において理事総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第37条 この法人は、理事会及び評議員会において、それぞれの構成員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が解散するときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれの構成員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、主務官庁の許可を得て、日本たばこ産業株式会社塩専売事業若しくは国又はこの法人と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

第11章 補 則

(施行細則)

第39条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に關し必要な細則は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、主務官庁の設立許可があった日から施行する。
- 2 この法人の設立初年度の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和64年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第10条の規定にかかわらず、別紙に定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、昭和

65年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の評議員の任期は、第30条第4項の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の役員及び評議員は、第16条第1項及び第2項並びに第30条第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

理 事 長	泉 美 之	松
専 務 理 事	武 本 長 昭	
理 事	伊 势 川 直 行	
理 事	尾 上 康 治	
理 事	垣 花 秀 武	
理 事	正 田 宏 二	
理 事	鈴 木 幸 夫	
理 事	長 岡 實	
理 事	前 園 利 治	
理 事	松 泽 卓 二	
監 観	稻 川 徹	
監 観	宮 崎 邦 次	
評 議 員	今 城 彰 男	
評 議 員	枝 吉 清 種	
評 議 員	柏 村 博	
評 議 員	堺 嘉 之	
評 議 員	塩 田 雄 一	
評 議 員	庄 野 麟 太 郎	
評 議 員	高 村 建 一 郎	
評 議 員	友 成 豊 太 郎	
評 議 員	梅 壽 宏 茂	
評 議 員	福 永 公 一	
評 議 員	三 宅 哲 也	
評 議 員	村 井 禮 三	
評 議 員	山 辺 武 郎	

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、財団法人ソルト・サイエンス研究財団寄附行為第34条に基づき賛助会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、入会にあたり理事長の承認を得、会費を納入するものとする。

(会費の額)

第3条 会費の1口当たりの年額（4月より翌年3月まで）は、次のとおりとする。

法人会員の場合 100,000円

個人会員の場合 10,000円

(会費の納入)

第4条 会費の納入は、次の各号によるものとする。

(1) 会費は、年額を納入するものとする。ただし、特段の事情がある場合に限り、会費は年額の2分の1ずつを納入できるものとする。

(2) 賛助会員が退会したときは、すでに支払った会費は、返納しないものとする。

(特典)

第5条 賛助会員は、次の特典を受ける。

(1) この法人の発行する機関誌の配布。

(2) この法人が主催するセミナー、講演会等への無料参加

(3) その他、この法人が行う公益事業により得られる成果の報告

附 則

1. この規程は、昭和63年4月1日から実施する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、財団法人ソルト・サイエンス研究財団（以下「財団」という。）寄附行為第4条第1号の助成に関する運営及び管理を公正かつ厳正に行うため、寄附行為第39条に基づいて定めるものである。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金は、寄附行為第3条に定める目的に適う研究を行う研究機関又は研究者に、これを交付する。

(交付の対象となる経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、主として、研究に直接要する物品の購入費用、その他研究推進に必要な費用とする。

第2章 助成金交付手続

(募集手続)

第4条 理事長は、助成金の交付対象者を選出するため、公開された専門誌等に掲載して、申請者を募集するほか、学会、大学等の機関に対し、推薦を依頼することができる。

(申請手続)

第5条 申請者は、申請書を、理事長に提出するものとする。

(選考)

第6条 助成金の交付対象者の選考は、寄附行為第33条に定める研究運営審議会（以下「審議会」という。）が公正かつ厳正に、これを行うものとする。

(選出及び結果の発表)

第7条 審議会において交付対象者の選考手続が終了した場合、理事会は審議会の選考結果の報告に基づき、交付対象者及び交付金額を決定し、理事長は、その結果を第4条に用いたのと同一の専門誌等に発表すると共に、決定された交付対象者（以下「受給者」という。）にその旨を通知する。学会、大学等の機関に対し申請者の推薦を依頼した場合は、当該機関に対しても、その結果を通知するものとする。

(研究計画書等の提出)

第8条 受給者が前条の通知を受けたときは、研究計画書、支出計画書、研究助成に関する覚書及び銀行振込依頼書を提出して助成金の交付を受けるものとする。

第3章 受給者の義務

(研究の報告等)

第9条 受給者は、財団の会計年度末日経過後遅滞なく、研究報告書、会計報告書及び取得物件報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(研究の変更又は中止)

第10条 受給者が助成金の交付の対象となっている研究に關し重要な変更をしようとするとき、又は研究を中止しようとするときは、研究計画変更願を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(研究の発表)

第11条 受給者が研究結果を発表する場合は、財団から助成金の交付を受けて為したものであることを明らかにしなければならない。

2 受給者が研究結果を刊行物に掲載する場合は、あらかじめその写しを理事長に提出しなければならない。

(特許等の出願)

第12条 受給者は、助成研究に係る発明考案に關し特許若しくは実用新案（以下「特許等」という。）を出願することができる。ただし、この場合、出願後速やかに理事長にその内容を報告しなければならない。

2 受給者が前項の出願をしない場合、財団は、受給者の同意を得て、当該発明考案に係る特許等を出願し、又は受給者の同意を得て第3者に出願の斡旋をすることができる。

第4章 その他

(取消し又は返還要求)

第13条 理事長は、受給者が次の各号の一に該当すると認めた場合は、助成金の交付決定の取消し、又は助成金の返還を求めることができる。

- (1) 受給者が死亡したとき。
- (2) 助成金の交付による研究を中止したい旨申し出のあったとき。
- (3) 本規程に違反のあったとき。

(書類の様式)

第14条 第5条、第8条、第9条及び第10条の定めにより提出する書類の様式は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 本規程は、昭和63年4月1日から実施する。

研究助成応募要領

1. 研究助成の対象

海水濃縮技術に関する研究、塩（しお）の結晶の製造および加工技術に関する研究、海水資源の採取および利用技術に関する研究、塩やミネラルの生理作用に関する研究、および食品加工や調理における塩の役割に関する研究を助成の対象とします。

2. 応募の手続

当財団に電話又はハガキで申請書を請求してください。申請書に所定の事項を記入して、申込期限に遅れないように提出してください。

3. 助成の決定と通知

当財団の研究運営審議会で選考の上、理事会で決定します。結果は文書でお知らせします。

4. 必要書類の提出

研究助成が決定しましたら、所定の書類をお送りしますので、必要事項をご記入の上提出してください。

5. 助成の期間

研究助成の期間は、年度毎に区切らせていただきます。複数年の助成をご希望の場合は、毎年公募の時期に継続申請書を提出して下さい。その都度選考の対象としますので、ご承知おき下さい。

6. 報告の義務

- (1)助成をうけた方は、毎年3月末日現在で助成金の使途明細と研究の結果・成果を所定の用紙に記入し、5月末日までに報告していただきます。(領収書類は、報告書に添付していただきますので、大切に保管しておいて下さい。)又、研究の成果を当財団が開催する研究発表会で発表していただきます。
- (2)助成研究を中途で計画変更したり中止したいときは、あらかじめそれまでの研究の結果・成果と、変更や中止の理由を所定の用紙に記入して、提出していただきます。
- (3)助成研究の内容を公表するときは、あらかじめその写しを提出していただきます。なお、公表の際には、必ず当財団の助成を受けた旨、明示していただきます。(助成番号も明示してください。)
- (4)助成研究の内容について特許等を出願したときは、ただちにその内容を報告していただきます。

当財団が助成事項について調査を行ったり報告をお願いする場合には、御協力をお願いします。

当財団への書類の提出は郵送で結構ですが、「書留便」など確実な方法でお願いします。

(郵送の宛先) 〒106 東京都港区六本木7 15-14 塩業ビル

財団法人ソルト・サイエンス研究財団

(電話) 03-497-5711

研究助成関係書類様式

第1号様式

助成番号	
------	--

19 年 月 日

財團法人 ソルト・サイエンス研究財団
理事長 殿

ソルト・サイエンス研究財団 年度研究助成
研究費申請書(新規・継続)

下記のとおり貴財団の研究助成を受けたいので申し込みます。

ふりがな			生年月日および年令
申請者氏名	@		年月日生才
所属機関・職名			
所属機関住所	(〒)	都道府県	(電話)
自宅住所	(〒)	都道府県	(電話)
申請者の略歴	【別に、主要な研究歴、論立、所属学会名、申請課題に関連した研究の業績等を別紙(下記参照)1~2枚で記載して下さい。】		
研究題目			
研究分野	A 「海水濃縮」「塩の結晶の製造および加工」 B 「海水資源の採取および利用」 C 「塩の生理作用」 D 「食品加工や調理における塩の役割」		
申請金額			
研究計画の概要【共同研究者氏名、研究計画の概要および研究の方法等を別紙(下記参照)2枚程度で記載してください。】			
他財団等からの助成の有無	有	無	

- 研究計画および申請金額は、卓年度分であることにご注意下さい。(応募要領参照)
- 研究分野は該当する記号(A~D)を丸で囲んで下さい。
- 申請金額の使途概要を別紙に記載して下さい。
なお、機械・器具・備品等の購入のみを目的とした研究はご遠慮下さい。
- 「他財団からの助成の有無」欄は同種、関連の研究題目で文部省科研費あるいは他財団等から助成を受けている場合に研究題目、財団等の名前および助成金額等をご記入下さい。
- 継続申請の場合には、「研究計画の概要」にこれまでの研究経過および関連性を簡記して下さい。
- 別紙はA4縦長サイズの白紙に40字×36行程度の形式でワープロで作成して下さい。

別紙

費目別使途概要

費 目	内 訳	金 額
機械・器具・備品費		
消耗品費		
借料・損料		
人件費		
旅費		
その他諸経費		
合 計		

各費目の内容

- 機械・器具・備品費……研究に必要な1点10万円以上のものです。
- 借料・損料……………設備、機械、器具、備品等の借料・損料、コンピュータ借料、プログラム借料などの経費です。
- 人件費……………研究活動に必要な研究補助者等に対する謝金などを含みます。
- 旅費……………研究のための出張にともなう交通費、宿泊費、雜費などの経費です。所属機関の旅費規定に基づいて計算して下さい。
(外国出張等の海外旅費はご遠慮下さい。また旅費は原則として総額の30%以下にして下さい。)
- その他経費……………交通・通信・運搬費、資料費および会議費等が考えられます。

第2号様式

助成番号	
------	--

19 年 月 日

財団法人 ソルト・サイエンス研究財団
理事長 殿

ソルト・サイエンス研究財団 年度研究助成
研究計画書

ふりがな		生年月日および年令
申請者氏名	(<input type="text"/>)	年 月 日 生 才
所属機関・職名		
所属機関住所	(<input type="text"/>)	都道府県 (電話)
自宅住所	(<input type="text"/>)	都道府県 (電話)

助成金額	
------	--

研究題目	
------	--

研究計画の概要

【共同研究者氏名、研究計画の概要および研究の方法等を別紙（下記参照）2枚程度で記載してください。】

●別紙はA4縦長サイズの白紙に40字×36行程度の形式でワープロで作成して下さい。

第3号様式

助成番号	
------	--

19 年 月 日

財団法人 ソルト・サイエンス研究財団
理事長 殿

ソルト・サイエンス研究財団 年度研究助成
支出計画書

申請者	氏名	㊞
	所属機関	
経理責任者	氏名	㊞
	所属機関及び職名	
	住所	(〒 ·)
	電話番号	
助成金額		

支出費目別内訳

費目	内訳	金額
機械・器具・備品等		
消耗品費		
借料・損料		
人件費		
旅費		
その他諸経費		
合計		

<記載要領>

1. 経理責任者……………大学等に一括して経理を委任する場合は大学等の経理担当者に
お願いして下さい。

2. 各費目の内容

○機械・器具・備品費…………研究に必要な1点10万円以上のものです。（原則としてこの
費目にのみ算入する研究はお避け下さい。）

○借料・損料……………設備、機械、器具、備品等の借料・損料、コンピュータ登録、
プログラム登録などの経費です。

○人件費……………研究活動に必要な研究補助者等に対する謝金などを含みます。

○旅費……………研究のための出張にともなう交通費、宿泊費、雜費などの経費
です。所轄機関の旅費規定に基づいて計算して下さい。
(外国出張等の海外旅費はご遠慮下さい、また旅費は原則とし
て旅費の30%以下にして下さい。)

○その他経費……………交通・通信・賃貸・運搬費および会議費等が含まれられます。

なお、個々の領収書等はその写しを助成完了段階に提出して頂きますので保管しておいて下さい。

第4号様式

ソルト・サイエンス研究財団 研究助成に関する覚書

財団法人 ソルト・サイエンス研究財団（以下「財団」という）と（所属機関）_____
_____（職名）_____（氏名）_____（以下「受給者」という）とは
研究題目_____の助成について次の通り取決める。

（目的）

第1条 財団は受給者の 19 年度申請に関する別紙研究計画書（助成番号 _____ ）の
研究内容に対し金 円の助成をする。

（研究計画の遵守）

第2条 受給者は申請に関する別紙研究計画書、支出計画書に従って研究を実施しなければならぬ
い。

（期間）

第3条 本助成の期間は、 19 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 31 日までとする。

（助成金）

第4条 財団は本研究の実施に要する助成金を下記により受給者に支払う。

19 年 月	円

（助成金の使途）

第5条 受給者は助成金を別紙助成金支出計画書に記載されている事項以外の目的に使用してはな
らない。

（委託・請負の禁止）

第6条 受給者は研究の全部または一部を第三者に委託または請負をさせてはならない。但しあら
かじめ財団が承認した場合はこの限りではない。

（報告の義務）

第7条 受給者は別紙様式に従い研究報告書、会計報告書および取得物件があれば取得物件報告書
を助成期間満了後 5 月末日までに財団へ提出する。なお財団は本研究の進捗状況について必
要に応じ受給者に報告を求めることができる。

2. 受給者は領収書等使途に関する証拠書類を整備、保管し、この写しを会計報告書に添付し
て財団へ提出しなければならない。

（成果の公表）

第8条 本研究に基づく成果の公表を行う場合には受給者は財団にあらかじめその写しを提出する
ものとする。

2. 研究成果の発表に際しては本財団から助成金の交付を受けて為したものであることを明らかにしなければならない。その場合には和文 “財団法人 ソルト・サイエンス研究財団” 英文 “The Salt Science Research Foundation” を使用する。

(購入備品等の帰属)

第9条 助成金による購入の備品・資料等は研究の実状に応じて研究を実施する場合の所属機関または関係する研究機関に寄付手続きをしなければならない。

(計画の変更または中止)

第10条 受給者は別紙研究計画書、支出計画書の記載事項について変更をしようとする場合、また研究の継続が困難となった場合には、別紙様式に従い研究計画変更願いを財団に提出し、その指示を受けなければならない。

(特許等の出願)

第11条 受給者はその発明考案に関し特許若しくは実用新案（以下「特許等」という）を出願することができる。但しこの場合出願後速やかに財団にその内容を報告しなければならない。

2. 受給者が前項の出願をしない場合、財団は受給者の同意を得て当該発明考案に係る特許等を出願しまたは第三者に出願の斡旋をすることができる。

(解約)

第12条 次の各号の一に該当する場合、財団は本覚書を解約し支払済みの助成金の全部または一部について返還を受給者に求めるとともに未払の助成金を支払わない場合がある。

- (1) 受給者が死亡したとき。
- (2) 受給者の申し出により研究を中止するとき。
- (3) その他受給者が本覚書の各条項に違反したとき。

(協議)

第13条 本覚書に定めなき事項または本覚書の解釈に疑義を生じた事項については財団と受給者が協議して処置を決定する。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、財団、受給者、署名・押印のうえ各自1通を保管する。

19 年 月 日

財 団 財団法人 ソルト・サイエンス研究財団

理事長:

㊞

住所

受給者 氏名（職名）

㊞

所属機関住所

第5号様式

助成番号	
------	--

19 年 月 日

財団法人 ソルト・サイエンス研究財団
理事長 殿

ソルト・サイエンス研究財団 年度研究助成

銀行振込依頼書

貴財団の助成金は貴財団助成金専用の下記口座へ振込み願います。

_____銀行 _____支店（普・当）No. _____

名義人氏名 _____

*口座名は「ソルト・サイエンス研究財団助成金（氏名）」として
私的な口座と区別して下さい。

*大学等へ経理を委任する場合には振込先等について経理責任者と
ご相談のうえ財団へご連絡下さい。

第6号様式

助成番号	
------	--

19 年 月 日

財団法人 ソルト・サイエンス研究財団
理事長 殿

ソルト・サイエンス研究財団 年度研究助成
研究報告書

ふりがな		生年月日および年令
申請者氏名	㊞	年 月 日 生 才
所属機関・職名		

研究題目

• 研究報告の要約（研究発表会予稿集用）

別紙（下記参照）1枚（必要があれば図、表等を含め）に記入して下さい。

• 研究報告

研究成果を下記の項目に沿って記入して下さい。別紙（下記参照）20枚程度を標準とします。
なお、学会誌等へ投稿した報文があれば書式は異なっていてもそれを提出していただいて結構です。

- 研究目的
- 研究方法
- 研究結果
- 考察
- 今後の課題

特許等の出願の有無 (有、無)

発明の名称：

出願人：

出願番号：

出願日：

• 別紙の作成

A4縦長サイズの白紙に、49字×39行程度の形式でワープロで作成して下さい。

なお「予稿集」、「研究報告集」では、提出していただいた原稿をそのままB5サイズに縮小印刷いたしますので、原稿の汚れ、図・表の配置、記号の説明等に特にご注意下さい。

第7号様式

助成番号	
------	--

19年月日

財団法人 ソルト・サイエンス研究財団
理事長 殿

ソルト・サイエンス研究財団 年度研究助成
会計報告書

申請者	氏名	(印)
	所属機関	
経理責任者	氏名	(印)
	所属機関及び職名	
	住所	(〒)
	電話番号	

助成金額	
------	--

貴財団より受領した19 年度研究助成金は別紙のとおりとなりましたので報告致します。

別紙

支出費目別内訳

費　　目	使　　途　明　細	執　　行　額	予　　算　額	備　　考
機械・器具・備品費				
消　耗　品　費				
借　料　・　損　料				
人　件　費				
旅　　費				
その　他　諸　経　費				
合　　計				
助　成　金　残　高				

- ・研究計画変更願等が受理され予算額に変更が生じた場合にはその旨備考欄に記入して下さい。
- ・別紙に領収書等の写しを添付して下さい。

第8号様式

助成番号

一九 年 月 日

財団法人 ソルト・サイエンス研究財団
理事長 殿

ソルト・サイエンス研究財団 年度研究助成
取得物件報告書

- (注) 1. 国立大学等への委任経理の場合は、この書類は不要です。
2. 助成金により購入した単価10万円以上の機械、器具、備品、資料等につき
ご記入下さい。
3. 助成金により製作したものについては直接受賞に要した経費をご記入下さい。
4. 上記取得物件を寄付した場合は、寄付手書き書類のコピーを添付して下さい。

第9号様式

助成番号	
------	--

19 年 月 日

財団法人 ソルト・サイエンス研究財団
理事長 殿

ソルト・サイエンス研究財団 年度研究助成
研究計画変更原稿

ふりがな		生年月日および年令
申請者氏名	印	年 月 日 生 才
所属機関・職名		

研究題目

下記のとおり研究計画の変更をお願い致します。
(記)

1. 変更事項 (該当する項目番号に○印をつけて下さい)
(1)研究内容・項目の変更 (2)助成金支出計画の変更
(3)研究代表者・共同研究者の変更 (4)研究スケジュールの変更 (延期を含む)
(5)その他 ()

2. 変更の内容

3. 変更の理由

(以下は財団側にて記入)

殿 連絡事項:	上記変更を承諾します。
	19 年 月 日 財団法人 ソルト・サイエンス研究財団 理事長

昭和63年度事業計画

1. 事業運営体制の確立

設立の趣旨に沿って事業運営の円滑な推進が図れるよう、業務執行体制の確立及び運営に必要な規程類の整備を急ぐこととする。
2. 塩及び海水に関する科学的調査研究の助成

本年度は21件の研究に対して、総額39,000千円の助成を行う。
内訳は下記のとおり。
3. 塩及び海水に関する資料及び情報の収集

塩及び海水に関する内外の文献・図書・定期刊行物等の収集・調査・研究等を行う。
4. 「財團案内」の作成
5. 関係学会への加入

関係学会に加入し、情報の収集、交換等を行う。
6. 機関誌の発行

塩に関する情報誌を発行する。

研究領域別助成費

研究領域	課題数(件)	助成費(千円)
1 製塩技術	4	11,500
2 海水资源利用	4	11,700
3 塩の生理作用・栄養	3	7,600
4 調理と塩	10	8,200
計	21	39,000

昭和63年度助成研究一覧

研 究 テ 一 マ	研 究 者	所 属
1. 流下液膜蒸発法に関する研究	外山 茂樹	名古屋大学
2. 荷電膜によるスケール成分の除去に関する研究	中尾 真一	東京大学
3. 塩化ナトリウム結晶の二次核化速度と成長速度	豊倉 賢	早稲田大学
4. 海水中の溶存資源回収における反応晶析	柘植 秀樹	慶應義塾大学
5. 海産生物の飼育および大量培養用培液としての食塩の利用	日野 明徳 小川 和夫 飯田 貴次 岡本 研	東京大学 同上 同上 同上
6. スポーツにおける食塩摂取の必要性とその生理作用	鈴木 正成	筑波大学
7. 沿岸域の生態系と沿岸域環境の制御システムの相関的研究	船田 周	東京農工大学
8. 食塩負荷に対する腎遠位尿細管の機能的変化	今井 正 吉富 宏治	国立循環器センター研究所 同上
9. 無機イオン交換体による海水微量成分の選択吸着	阿部 光雄	東京工業大学
10. イオン選択性樹脂の分子設計	小夫家 芳明	京都大学
11. 食塩嗜好に関する栄養生理学的研究	木村 修一	東北大学
12. 塩と漬物	前田 安彦	宇都宮大学
13. 漬物の産切れに及ぼす多価イオンの影響とその機構に関する研究	金子 憲太郎	郡山女子大学短期大学部
14. 食塩による野菜の離漿	大坪 藤代	長崎女子短期大学
15. 塩漬食品の販売、嗜好および微生物汚染の実態について	角野 猛	郡山女子大学
16. 市販各種食塩の呈味性に関する研究	川嶋 かほる	埼玉大学
17. 調理過程における米の特性に及ぼす食塩添加の影響	長沼 誠子	秋田大学
18. 多糖及びたんぱく質の熱的性質に及ぼす各種食塩の影響	川端 晶子	東京農業大学
19. 魚肉の干物に関する研究	下村 道子	大妻女子大学
20. 淡色野菜の茹でものに及ぼす食塩の効果	松本 伸子	女子栄養大学
21. 小麦グルテン形成における食塩の影響	水谷 令子	愛知大学短期大学部

平成元年度事業計画

1. 事業運営体制の整備

とくに研究部について陣容の強化、外部システムの活用、外部専門家による支援体制の構築等により、事業運営体制の整備をはかる。
2. 塩及び海水に関する科学的調査・研究の助成

本年度はプロジェクト研究2件、一般公募研究30件、合計32件に対して、総額69,000千円の助成を行う。内訳は下記のとおり。
3. 塩及び海水に関する資料及び情報の収集

塩及び海水に関する内外の文献・図書・定期刊行物等の収集、調査・研究等を行う。
4. 機関誌等の発行

機関誌（「そるえんす」季刊）及び情報誌（「月刊ソルト・サイエンス情報」月刊）を編集・発行するとともに、内容の充実をはかる。
5. 研究発表会の開催

昭和63年度助成研究について、研究発表会を開催する。
6. 研究論文集の発行

昭和63年度助成研究の成果をまとめた研究論文集を編集・発行する。
7. 講演会、シンポジウムの開催

塩及び海水に関する講演会、シンポジウムを開催する。
8. 賛助会員の募集

賛助会員の募集活動を行う。
9. 関係学会等への加入

関係学会に加入し、情報の収集、交換等を行う。又、既加入学会等については協力体制を強化する。

研究領域別助成費

研究領域	課題数(件)	助成費(千円)
1. 製塩技術	プロジェクト研究 1 一般公募研究 6	24,000
2. 海水資源利用	一般公募研究 6	11,600
3. 塩の生理作用・栄養	プロジェクト研究 1 一般公募研究 9	25,400
4. 調理と塩	一般公募研究 9	8,000
計	プロジェクト研究 2 一般公募研究 30	69,000

平成元年度助成研究一覧

助成番号	研究テーマ	研究者	所属
	1. プロジェクト研究		
890A	塩化ナトリウム結晶生成のための最適連続晶析装置・操作の基礎的研究	豊倉 賢 原納 淑郎 久保田徳明	早稲田大学 大阪府立大学 岩手大学
890B	腎臓の食塩排泄能及びその調節に関する基礎的研究	星 猛 本田 西男 黒川 清 藤田 敏郎 藤本 守 吉田 尚	静岡県立大学 浜松医科大学 東京大学 東京大学 大阪医科大学 千葉大学
	2. 一般公募研究		
8901	流下液膜蒸発法に関する研究	外山 茂樹	名古屋大学
8902	無機イオン交換体による海水微量成分の選択吸着	阿部 光雄	東京工業大学
8903	荷電膜によるスケール成分の除去に関する研究	中尾 真一	東京大学
8904	海水中の溶存資源採取における反応晶析	柘植 秀樹	慶應義塾大学
8905	沿岸域の生態系と沿岸域環境の制御システムの相関的研究	船田 周	作新学院大学
8906	イオン交換膜電気透析における赤潮の動態について	小暮 誠	昭和薬科大学
8907	K ⁺ 、Br ⁻ イオン記憶イオン交換体の開発	鈴木 喬	山梨大学
8908	食塩の結晶構造と結晶化条件	山下 昭治	名古屋大学
8909	製塩工業及び塩蔵食品における好塩菌の生態調査	大西 博	鹿児島大学
8910	植物プランクトン培養用人工海水システムの開発	大城 香	岡崎国立共同研究機構
8911	耐塩性植物の耐性機作について	加藤 茂	東京農業大学

助成番号	研究テーマ	研究者	所属
8912	マングローブの耐塩性に関する研究	矢吹 萬壽	大阪府立大学
8913	尿細管におけるNaCl輸送機序とその制御機構	今井 正	自治医科大学
8914	食塩嗜好に関する栄養生理学的研究	木村 修一	東北大学
8915	運動トレーニングによる血液量増加機転における食塩摂取の役割	森本 武利	京都府立医科大学
8916	ナトリウム摂取の増加によるカルシウム代謝への影響に関する研究	鈴木 正成	筑波大学
8917	渴きの中枢機序におけるナトリウムや浸透圧に感受性を有する神経細胞の役割	大坂 寿雅	産業医科大学
8918	甲状腺ホルモンによる抗利尿ホルモン(ADH) 分泌及び血清ナトリウム濃度の調節に関する研究	田中 清	静岡県立総合病院
8919	食塩摂取亢進時におけるサルの食塩弁別能と大脳皮質味覚野ニューロン活動	小川 尚	熊本大学
8920	異なる環境条件下における食塩の摂取行動と生理作用に関する研究	鈴木 繼美	東京大学
8921	味覚障害における体液中(特に血清、尿、唾液)ナトリウムイオン及び塩化物イオンの挙動と食塩摂取の糖質、脂質代謝の閾値に関する研究	仁木 安之	信州大学
8922	食品における塩の浸透機構の解析	島田 淳子	お茶の水女子大学
8923	塩と漬物 —各種漬物の適塩ガイドラインの設定—	前田 安彦	宇都宮大学
8924	食塩による小魚肉すり身の劣化抑制効果に関する調理科学的研究	大羽 和子	名古屋女子大学
8925	豆類の煮熟硬度に及ぼす塩の影響	中村 泰彦	鹿児島大学
8926	加熱調理における食品への食塩浸透メカニズムに関する研究	新井 映子	東京学芸大学
8927	漬物の歯切れに及ぼす多価陽イオンの影響とその機構に関する研究	金子憲太郎	郡山女子大学
8928	調理過程における米の特性に及ぼす食塩添加の影響	長沼 誠子	秋田大学
8929	市販各種食塩の呈味性に関する研究	川嶋かはる	埼玉大学
8930	小麦グルテン形成における食塩の影響	水谷 令子	鈴鹿短期大学

1. 第1回理事会・評議員会（昭和63年4月6日（水）ホテルオークラ）
昭和63年度の事業計画及び収支予算が審議され、決定されました。
また財団の運営に必要な規程類等の審議が行われました。
2. 財団設立記念パーティー（昭和63年6月2日（木）葵会館）
財団の設立を記念して、出損団体等の関係者による内輪のパーティーを開催しました。
3. 第1回研究運営審議会（昭和63年10月7日（金）新霞が関ビル）
平成元年度の研究助成の方針、助成研究の公募の方針等が審議決定されました。
4. 月刊情報誌の発行（平成元年1月15日）
情報誌「月刊ソルト・サイエンス情報」創刊号を発刊しました。
5. 第2回研究運営審議会（平成元年2月22日（水）葵会館）
平成元年度の研究助成の選考が行なわれ、32テーマが選出されました。
6. 第2回理事会（平成元年3月10日（金）葵会館）
平成元年度の事業計画及び収支予算が審議され、決定されました。
また、次期評議員（平成元年4月1日～平成3年3月31日）が選出されました。
7. 第2回評議員会（平成元年3月10日（金）葵会館）
役員（理事）の補充選任が行われ、平成元年度の事業計画及び収支予算が審議されました。
8. 「特定公益増進法人」に認定（平成元年3月10日付）
平成元年1月31日に大蔵省に証明申請書を提出しておりましたが
『藏理第872号』により認定されました。
9. 第3回理事会・評議員会（平成元年6月9日（金）予定）
昭和63年度事業報告及び収支決算等が審議される予定です。
10. 第1回研究発表会（平成元年7月28日（金）予定）
昭和63年度助成研究の成果が発表されます。
11. 「財団案内」の発行
近く、財団の内容を紹介するパンフレットを発行いたします。
12. 「賛助会員」の募集
財団では、平成元年度から「賛助会員」を募集いたします。財団の活動に直接参画される意味で、積極的なご応募をお願いいたします。

編集後記

早いもので、財団が発足して1年が過ぎました。何事によらず新しいことづくめのこの1年間、いろいろな方面の皆様に助けていただきながら、財団の仕事もようやく軌道に乗ってきたのかな、というのが実感です。

機関誌「そるえんす」の発刊が遅れ、申し訳なく思っていますが、当初予定していなかった「情報誌」の発刊を優先させたため、ご理解をいただきたいと思います。

さて、この創刊号は、財団の規程類を中心に構成しましたため、いささか堅めの内容になりましたが、財団の活動をご理解いただいたり、折にふれてご参照いただく際のお役に立てばと、あえてこのような形にした次第です。次号からは、本誌本来の「皆様のひろば」として、皆様から頂戴しました随筆や論文などを加えて、気軽にお読みいただける内容にしたいと思います。皆様からの忌たんのないご意見・ご要望と、積極的なご投稿をお待ちいたしています。

|そるえんす|

(SAL' ENCE)
創刊号

発行日 平成元年3月31日

発行

財団法人ソルト・サイエンス研究財団
(The Salt Science
Research Foundation)

〒106 東京都港区六本木7-15-14
塩業ビル

電話 03-497-5711
FAX 03-497-5712